

『5605 情報メディアの活用』

対象：学校図書館司書教諭

■レポート設題

2024. 5. 22

添削者追加

(訂正前) 小畑 信夫

(訂正後) 小畑 信夫、菅 修一

■テキスト※教材増刷のタイミングで訂正を随時反映しているため、すでに訂正済みの場合があります。

2025.01.01

訂正

P. 99 8行目～19行目

(変更前) 著作権の原則的保護期間は、著作者が著作物を創作した時点から始まり、著作者の死後 50 年間とされている。例外として、無名や誰だかわからない変名（ペンネーム）の著作物、団体名義の著作物、映画の著作物は公表後 50 年間、創作後 50 年以内に公表されなかった場合は創作後 50 年間とされている。

そして、計算方法を簡単にするため、死亡・公表・創作した年の翌年の 1 月 1 日から換算する。

たとえば、『火の鳥』『ブラックジャック』などの手塚作品の場合、「手塚治虫」という名前はペンネームだが、第三者も知っている周知の変名なので、作品は死後 50 年間保護される。手塚氏は 1989 年に亡くなっているので、1990 年 1 月 1 日から換算して、2039 年 12 月末日までが保護期間となるのである。

写真の著作物に関しては、以前は公表後 50 年であったが、1997 年の法改正により、死後 50 年と改められた。

(変更後) 著作権の原則的保護期間は、著作者が著作物を創作した時点から始まり、著作者の死後 **70 年間**とされている (**2018 年 12 月 30 日以降**)。例外として、無名や誰だかわからない変名（ペンネーム）の著作物、団体名義の著作物、映画の著作物は公表後 **70 年間**、創作後 **70 年**以内に公表されなかった場合は創作後 **70 年間**とされている (**著作権法 54 条**)。

計算方法を簡単にするため、**保護期間の計算は死亡・公表・創作した年の翌年の 1 月 1 日から起算する (著作権法 57 条)**。

たとえば、『火の鳥』『ブラックジャック』などの手塚**治虫**作品の場合、「手塚治虫」という名前はペンネームだが、第三者も知っている周知の変名なので、作品は死後 **70 年間**保護される。手塚氏は**平成元 (1989) 年**に亡くなっているので、1990 年 1 月 1 日から**起算**して、**2059 年 12 月 31 日**までが保護期間となる。

写真の著作物**については**、以前は公表後 50 年であったが、**2018 年の著作権法改正**により、死後 **70 年**と改められた。